

みどり市幼保連携型認定こども園運営法人選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年7月28日

みどり市長 須藤 昭男

1 募集概要

(1) 募集名

みどり市幼保連携型認定こども園運営法人選定

(2) 募集内容

A. B. Cのいずれかの区分から1運営法人を選定

区分	内容	開園時期	施設の取扱い（上段：対象、下段：取扱い）			
			用地	園舎	付属物	
A	笠懸第1保育園の既存施設(用地・園舎)を活用	令和6年4月1日	既存	既存	既存	
			有償貸付	無償譲渡	無償譲渡	
B	笠懸第1保育園の既存用地にて法人が園舎を新築	令和7年4月1日	既存	新築	既存	法人準備
			有償貸付	法人負担	無償譲渡	法人負担
C	法人にて用地確保(笠懸北小学校通学区域内)及び園舎新築	令和7年4月1日	法人準備	新築	法人準備	
			法人負担	法人負担	法人負担	

※区分Aについて、不足する保育室の増築と園舎の補修等は市が行う

※区分B及びCについて、法人が園舎を新築する場合、国の保育所等整備交付金の活用により建設工事が令和6年度となることから、開園時期は令和7年4月1日とする

2 選定方式

選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 認定こども園の運営（以下「運営」という。）に熱意と理解を持ち、かつ、令和4年4月1日現在、社会福祉法（昭和22年法律第164号）第22条で規定する社会福祉法人、又は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条で規定する学校法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 直近の3会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。
- (5) 資金計画及び事業計画が確実であること。
- (6) 運営法人又は運営法人が運営する施設について、過去3年間において、法令に基づく改善の命令等の処分を受けていないこと。また、直近に実施された官公庁の監査、指導検査等において文書指摘（市長が軽微な指摘であると認めるものを除く。以下同じ。）を受けていないこと（ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合を除く。）。

- (7) 利用者である児童又は保護者の利益又は満足を最優先に考慮することができること。
- (8) 職員を確実に確保できること。
- (9) 本市の子育て支援施策及び保育行政を理解し、これらに積極的に協力できること。
- (10) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (12) 運営法人自らが本施設を運営すること(第三者に運営の委託等をしないこと)。
- (13) みどり市において、競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (14) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (15) 個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

4 公募期間

■令和4年7月28日(木)から令和4年9月20日(火)

5 その他の事項

- (1) 詳細は、みどり市幼保連携型認定こども園運営法人選定に係る公募型プロポーザル実施要領(以下実施要領という。)等による。
- (2) 実施要領、応募書類及び様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。
また、公告日から令和4年8月4日(木)の午前9時から午後5時までの間は、次の事務局でも配布する。(土休日を除く)
※事務局：みどり市保健福祉部 こども課(群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地)